

平成 21 年 10 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

「緊急雇用対策」を踏まえた取組について

現下の雇用失業情勢を受けて、平成 21 年 10 月 23 日、「緊急雇用対策」が取りまとめられたところである。労働基準行政においては、これまで、平成 20 年 12 月 9 日付け地発第 1209001 号・基発第 1209001 号「経済情勢の悪化を踏まえた適切な行政運営について」、同月 10 日付け基発第 1210009 号・職発第 1210002 号「労働者派遣契約の中途解除等への対応について」等により、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等に定める法定労働条件の確保を図るための監督指導を行うとともに、解雇や雇止め等労働者の生活に重大な影響を与える事案については、労働基準法等に違反しない場合であっても労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）や裁判例等に照らし不適切な取扱いが行われることがないように、各種機会を利用して啓発指導を実施してきたところである。については、現下の厳しい雇用失業情勢下における今後の取組については、これまでの指示と併せ、下記により取り組むこととするので、その的確な実施を期されたい。

なお、本日付けで職業安定局長から都道府県労働局長に対し、別添のとおり緊急雇用対策に関して通達が発出されたところであるが、その中で、労働基準行政との連携を図るとされている事項についても、併せて適切に対応されたい。

記

- 1 大型倒産、大量整理解雇等の情報の把握に努め、労働基準法等に定める法定労働条件上の問題のある事業場を把握した場合には、労働基準法に定める解雇、賃金等の規定に係る法違反の未然防止やその早期是正に向け、迅速な監督指導を実施すること。

なお、未払賃金の立替払を要する事案を把握した場合には、労働者の速やかな救済のため迅速かつ適正な処理を図ること。

また、解雇・雇止め等について、労働契約法や裁判例等に照らして不適切な取扱いが行われることのないよう啓発指導の実施に努めること。



2 特に、労働者派遣契約の中途解除等及び新規学校卒業者の採用内定取消し等については、以下により適切に指導すること。

(1) 労働者派遣契約の中途解除等を契機とする解雇等については、労働契約法や裁判例等に照らし不適切な取扱いが行われることのないようパンフレット等を活用した啓発指導を徹底すること。その際には、労働契約法第 17 条について周知するとともに、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 137 号。以下「派遣元指針」という。）において、労働者派遣契約の解除に係る派遣先による派遣元への損害の賠償が定められたこと等を踏まえ、労働者派遣契約の中途解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図り、これができない場合には、まず休業等を行うようにすべきこと等について十分な周知を図ること。

なお、偽装請負や労働者派遣契約の中途解除等に係る監督指導等に当たっては、必要に応じて職業安定行政との連携を図ること。

また、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）、派遣元指針・派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 138 号）等の周知に当たっては、各種集団指導時にその機会を設けるなど職業安定行政との連携を図ること。

(2) 新規学校卒業者の採用内定取消しについては、採用内定により労働契約が成立したと認められる場合は解雇に当たり、労働契約法第 16 条の解雇権の濫用についての規定が適用されること、また、入職時期繰下げのうち入社日の延期については、原則として採用内定者の同意を得る必要があることなど、労働契約法や裁判例等に照らし不適切な取扱いが行われることのないよう、来春の入社時期に向け機会を捉えて適切な啓発指導を行うこと。

また、入職時期繰下げのうち自宅待機については、その期間について、労働基準法第 26 条に定める休業手当の支払が必要となることから、職業安定機関からの情報提供があった場合などには、速やかに監督指導を行うこと。



職 発 1 0 2 7 第 3 号  
平成 2 1 年 1 0 月 2 7 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長  
(公 印 省 略)

「緊急雇用対策」を踏まえた取組について

現下の雇用失業情勢は、8月の完全失業率が5.5%、有効求人倍率が0.42倍と総じて過去最も悪い水準となっており、有効求職者数の増加が続くなど、さらに厳しさを増していると認識している。

このような情勢を受けて、政府は10月23日、①緊急的な支援措置、②「緊急雇用創造プログラム」の推進を柱とする「緊急雇用対策」を取りまとめた(別添1)。

各都道府県労働局において取り組んでいただく事項は下記の通りであるので、これまでの累次の雇用対策とあわせ、その速やかな実施に遺漏なきを期されたい。

記

第1 緊急雇用対策における重点事項

緊急雇用対策では、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むことが重要であり、特に、①緊急人材育成支援事業の訓練受講者の今後の増加、②平成22年度分の緊急雇用創出事業の平成21年度への前倒し執行により、平成21年度末までに10万人程度の雇用下支え・雇用創出の追加的効果を見込んでいるところである。各都道府県労働局(以下「各労働局」という。)におかれては、組織一丸となって取り組むことにより、一人でも多くの求職者を就職に結びつけるよう、これらについて特に重点的に取り組まれない。

第2 緊急的な支援措置

- 1 実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢の強化

## (1) 「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

住居の確保、生活の維持等生活面での困難を有する求職者に対する支援として、昨年 12 月に就職安定資金融資制度が創設され、本年 7 月から緊急人材育成支援事業による職業訓練及び訓練・生活支援給付が開始され、さらに、本年 10 月からは、地方公共団体等により住宅手当緊急特別措置事業、生活福祉資金貸付事業、臨時特例つなぎ資金貸付事業が実施されるなど、いわゆる第 2 のセーフティネットの拡充が図られてきたところである。

雇用失業情勢がさらに厳しさを増している中、公共職業安定所（以下「安定所」という。）が行う就職支援と、自治体等の関係機関が行う住宅・生活支援の相談・手続のサービスを 1 箇所で行うことができるようにするため、今般、安定所において、住宅・生活支援を行う関係機関が参集して、「ワンストップ・サービス・デイ」を開催することとする。

ワンストップ・サービス・デイについては、本年 11 月下旬に東京、大阪、愛知等の安定所において、試行実施し、そのニーズ等を踏まえ、その後の定期開催等を検討することとしているが、具体的な実施時期、実施箇所、実施内容等については、今後設置される「緊急支援アクションチーム」において検討されることとなっている。

本検討を踏まえた対応については、追って通知することとしているが、ワンストップ・サービス・デイを実施することとなる各労働局においては、効果的な実施に向けて、関係機関と密接な連携を図りつつ、迅速な対応をお願いします。

## (2) 労働局・安定所の総力を挙げた戦略的・効果的な求人開拓及び求人充足対策の実施

8 月の有効求人倍率が 0.42 倍と厳しい雇用失業情勢の中、求職者の再就職促進のためには、応募可能な求人を確保することが最重要課題となっている。

既に各労働局に対しては、平成 21 年 8 月 31 日付け職発 0831 第 2 号「現下の雇用失業情勢を踏まえた取組について」（本項目において「通達」という。）及び平成 21 年 8 月 31 日付け職首発 0831 第 2 号「現下の雇用失業情勢を踏まえた職業紹介業務の推進について」（本項目において「内かん」という。）により、労働局幹部、安定所幹部、求人部門を中心とした安定所の職員及び求人開拓推進員等、労働局・安定所の総力を挙げた求人開拓の実施を指示しているところであるが、年末年始に向け、一人でも多くの求職者が就職できるよう、労働局長が先頭に立ち、一層の取組強化をお願いします。

いする。

なお、求人開拓の効果を最大限とするためにも、①様々な情報を端緒にして求人可能性の高い事業所を戦略的に絞り込むこと、②実習型雇用支援事業など事業主にとって有用なメニューについての情報を併せて提供することで事業主の求人インセンティブを引き出すこと、を徹底されたい。

また、通達及び内かんにより、求人充足対策の強化を指示しているところであるが、一人でも多くの求職者が就職できるよう、年末年始に向け、求人開拓の一層の強化と併せて、求人充足対策も一層の強化をお願いする。

さらに、緊急雇用対策が、年末年始も視野に入れ、貧困・困窮者等への支援に最優先で取り組むことを主眼に置いていることを踏まえ、年末年始の短期雇用の求人、住み込み可能求人、寮付き求人等についても積極的な求人開拓及び求人充足対策の対象とされたい。

### (3) 安定所での担当者制による中高年齢者に対する再就職支援

中高年齢者は、世帯主が多い年齢層であることにより賃金面でのミスマッチが生じやすく、また、これまで長年従事した職種以外への転換が困難である等の理由により再就職が困難であり、失業が長期化するおそれが高いことから、支援の必要性が高い者については、早期かつ的確な支援を実施する必要がある。

このため、これまでも中高年齢者を含めて、雇用保険受給資格者のうち特に早期の再就職の意欲が高い者であって、支援の必要性が高い求職者に対して、早期就職専任支援員（就職支援ナビゲーター。本項目において「ナビゲーター」という。）による個々のニーズを踏まえた計画的で一貫した担当者制による支援を実施してきたところであるが、今般、中高年齢求職者の大幅な増加やその再就職が困難であること等を考慮し、ナビゲーターによる支援対象者の選定の際、一定数以上を中高年齢者とするにより重点的な再就職支援を実施すること。

なお、中高年齢者の支援対象者の選定に当たっては、非自発的離職者のうち就職を急ぐ者等を中心として選定すること。

### (4) 障害者に対する就職支援の強化

平成 21 年 8 月 31 日付け職発 0831 第 2 号「現下の雇用失業情勢を踏まえた取組について」にて指示した労働局幹部による経済団体等に対する障害者向けの求人提出の要請を引き続き実施することにより、求人確保し、解雇等やむなく離職に至った者をはじめとする障害者の就職を促進すること。

#### (5) 求職者総合支援センターと安定所の連携強化

国の行う職業相談・職業紹介等の業務と都道府県等の行う生活・就労相談との一体的な実施については、「緊急雇用創出事業実施要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け職発第 0529003 号 別添）及び「総合的就業・生活支援事業実施要領」（平成 21 年 1 月 30 日付け職発第 0130011 号 別添 1）に基づき、地域の実情に応じて取り組んでいただいているところであるが、雇用情勢が一段と厳しさを増す中、住居の確保や生計の維持等の生活に関する支援をともに必要とする求職者が増加しているものと考えられる。こうした求職者に対し、その必要とする支援を円滑に提供するためには、求職者総合支援センターにおける相談のほか、求職者が訪れる安定所において生活に関する相談を提供することも効果的と考えられる。

このため、生活・就労相談支援事業を実施する都道府県等においては、各労働局と協議の上、可能な限り、求職者総合支援センターの生活・就労相談担当者による巡回相談を、生活・就労相談を必要とする求職者の利用が見込まれる安定所において実施することについて、積極的に取り組むよう各都道府県に対し通知することとしている。

については、総合的就業・生活支援事業を実施している各労働局においては、生活・就労相談支援事業を実施している都道府県、政令指定都市又は中核市等に対し、ニーズが見込まれる安定所での求職者総合支援センターの生活・就労相談担当者による巡回相談の実施につき働きかけるとともに、実施可能な場合には、当該都道府県等と連携を図り、その円滑な実施に取り組まれない。

なお、「非正規労働者就労支援事業運営要領」（平成 20 年 11 月 27 日付け職発第 1127003 号 別添 1）に規定する非正規労働者就労支援センター及び同コーナー設置所については、特に生活に関する支援を必要とする求職者が多いと考えられるため、重点的に巡回相談を実施するよう働きかけをお願いします。

#### (6) 安定所における公的賃貸住宅情報の提供の充実

離職者の公的賃貸住宅への緊急一時入居の実施等、国土交通省が行う居住安定確保対策に関しては、平成 20 年 12 月 25 日付け職首発第 1225001 号「国土交通省における離職者の居住安定確保に向けた対策との連携・協力について」に基づき、公営住宅担当部署との連携、協力をお願いしているところであるが、現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、住居を失った離職者の住居確保をさらに円滑に支援してできるよう、今後、国土交通省が各

都道府県等に対して、離職者が利用可能な公的賃貸住宅情報を取りまとめて各労働局に提供するように要請を行うこととしている。安定所においては、これを受けて、別途通知するところにより地方公共団体及び関係機関との一層緊密な連携を図りながら、離職者に対する公的賃貸住宅情報の提供の充実を図ることとする。

また、国家公務員宿舎については、地方公共団体からの要望に基づいて離職者用の緊急支援として各省庁から使用許可がされ、地方公共団体がこれを離職者に対して貸出しすることが可能とされているところであり、この取組の活用を図ること。

## (7) 緊急人材育成支援事業の活用について

### ア 緊急人材育成支援事業の活用

緊急人材育成支援事業は雇用保険を受給できない求職者等に対する新たなセーフティネットとして、その積極的な活用が期待されているところであり、同事業により実施される職業訓練（以下「基金訓練」という。）については、緊急雇用対策において、平成 21 年以内に地域のニーズを踏まえ、情報処理技術、介護・福祉、医療等の分野を中心に、約 5 万人分の定員の確保を目指すこととしているところである。

確保した定員を充足させるためには、本省及び各労働局が一体となって、緊急人材育成支援事業の活用促進に取り組む必要があり、本省が率先して周知等に取り組むことに加え、各労働局においても求職者への周知及び完全充足への取組を一層強化する必要がある。

このため、本省においては、幅広い周知を行うために、ハローワークインターネットサービスのトップページの改善、コンビニエンスストアへのリーフレットの設置及び厚生労働省ホームページの改善等を予定しており、中央職業能力開発協会においても、幅広い周知を行うために、主要 JR 駅へのポスター掲示等を予定している。

各労働局については、安定所を利用する求職者への周知の徹底等及び完全充足への取組の一層の強化のため、平成 21 年 8 月 13 日付け職首発 0813 第 1 号、能能発 0813 第 1 号「基金訓練に係る積極的な情報提供及び誘導等についての留意事項について」により指示した完全充足のための取組を徹底することに加え、①各労働局のホームページを求職者から見てより分かりやすく改善、②総合受付及び職業相談窓口における周知の徹底、③新たに作成する大型ポスターの掲示等による庁舎内における周知の徹底、④訓練コースの設定を求職者のニーズに合ったものとするための（独）雇用・能力開発機構（本項目において「機構」という。）

都道府県センターとの密接な連携、等の実施をお願いすることとしており、詳細は別途指示する。

なお、新卒無業者（未就職卒業生）についても、「緊急人材育成支援事業業務取扱要領（職業安定機関関係）」（平成 21 年 7 月 10 日付け職発 0710 第 16 号、能発 0710 第 13 号「「緊急人材育成支援事業業務取扱要領（職業安定機関関係）」の策定について」別添）に定める基金訓練及び訓練・生活支援給付の対象者の要件を満たした場合は、基金訓練の受講及び訓練・生活支援給付の活用が可能であるため、積極的な周知をお願いする。

#### イ 日系人等離職者への支援

日系人等集住地区において、再就職支援を図るため、日本語能力が十分でない日系人等離職者を対象に、日本語能力に配慮した職業訓練を緊急人材育成支援事業を活用して実施することとしている。

このため、日系人等集住地域の労働局においては、日系人等離職者の訓練ニーズを積極的に把握し、適切な訓練設定になるよう機構都道府県センターに必要な情報を提供するとともに、訓練が設定された場合は、求職者への積極的な情報提供及び確実な誘導に努められたい。

(8) 離職後の社員寮等への継続入居に係る事業主への配慮の要請について  
解雇等による離職に伴い、労働者が社員寮等からの退去を余儀なくされる事案を把握した場合については、平成 20 年 12 月 9 日付け職発第 1209001 号「非正規労働者、高年齢者、障害者、外国人労働者等の離職等に係る支援等について」に基づき、当該事業主に対し、離職後も一定期間の入居について配慮の要請を実施しているところである。現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、今後とも、引き続き当該事案の的確な把握に努めるとともに、大量雇用変動の届出を受理する際に事業主より聴き取りをするなど各種の方法により当該事案を把握した場合は「離職者住居支援給付金」の活用促進を図りながら積極的に要請を図るようお願いする。

(9) 地域自殺対策緊急強化基金等を活用した求職者等に対する心の健康相談等の実施

自殺対策については、平成 19 年に策定された自殺総合対策大綱に基づいて、安定所においても、職業相談に当たっての配慮、関係機関との連携その他研修、普及啓発等自殺予防に資する取組を図っているところである。

このような中で、内閣府においては、平成 21 年第 1 次補正予算により、

都道府県において、当面の3年間の対策に係る地域自殺対策緊急強化基金を造成し、これにより、相談体制及び人材養成等地域の実情を踏まえた「地域自殺対策緊急強化事業」を実施することとしている。

本事業又はこれに類する都道府県単独事業の一環として、地方公共団体が弁護士、司法書士、社会福祉士、保健師、臨床心理士等の専門家による倒産、多重債務に係る相談、心の健康相談等を行う場合に、地方公共団体から安定所を活用した巡回相談を実施したい旨の要請があれば、安定所の会議室、相談ブース等を提供することを可能とすることとしている。

安定所の会議室等の提供に当たっての留意事項については、別途通知することとするが、各労働局においては、地方公共団体からこうした要請があった場合には、必要な協力を図りたい。

## 2 新規学校卒業者の就職支援の強化

新規学校卒業者（以下「新卒者」という。）の就職環境について、新卒者に係る求人数が前年同期と比較して大幅に減少するなど非常に厳しくなっている状況を踏まえ、今般、緊急雇用対策において、新卒者への支援は緊急を要するものであり、最優先課題として全力で取り組むこととされたところである。

これを踏まえ、高卒就職ジョブサポーター及び大卒就職ジョブサポーターの緊急配備による支援態勢の強化等に取り組むこととするので、各労働局においては、組織一丸となって新卒者の就職支援の一層の推進を図ること。

なお、緊急雇用対策に盛り込まれている「就活支援キャンペーン（仮称）」の展開の具体的な実施時期、実施内容等については、今後設置される「緊急支援アクションチーム」において検討することとされており、これを受けて各労働局が対応すべきことについては、追って指示する予定である。

### (1) 高卒就職ジョブサポーター及び大卒就職ジョブサポーターの緊急配備による支援態勢の強化

新卒者の就職支援態勢の強化のため、高卒就職ジョブサポーター及び大卒就職ジョブサポーターの緊急的な追加配置を11月から進めることとしている。具体的には、高卒就職ジョブサポーターについては、各労働局に原則として1名以上、全国で58名を追加配置することとするので、積極的な学校訪問等により未内定生徒の把握に努め、学校等との連携の下、個別求人開拓やきめ細かな職業相談等を行うことにより、一人でも多くの生

徒の就職先の早期決定を支援すること。

また、大卒就職ジョブサポーターについては、大学、短大、高専、専修学校の設置数等の多い労働局を中心に全国で 30 名を追加配置することとするので、積極的に大学等を訪問し、支援ニーズの把握、未内定学生等の早期把握、学生職業総合支援センター・学生職業センター・学生等職業相談窓口（以下「学生職業センター等」という。）への誘導等によるきめ細かな就職支援に取り組むこと。

## (2) 求人開拓の集中的な実施、就職面接会等の積極的な開催

平成 21 年 9 月 11 日付け職発 0911 第 10 号「新規学校卒業者に係る就職支援策の集中的な実施について」に基づき、引き続き、学卒求人の総量確保を目的とした求人開拓を集中的に実施するとともに、未内定者を対象とする就職面接会の積極的開催などにより、未内定者の就職促進に資する取組を強化すること。

また、求人開拓や就職面接会等の実施に当たっては、各労働局管内における新卒者に係る求人・求職状況及び就職内定状況を踏まえつつ、学校等との連携の下、必要に応じて高卒就職ジョブサポーター及び大卒就職ジョブサポーターを効率的・効果的に活用すること。

## (3) 採用内定取消し防止に向けた企業指導等の徹底

新卒者の採用内定取消しの防止等については、平成 21 年 1 月 19 日に公布・施行された職業安定法施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 4 号）等により、安定所による採用内定取消し事案等の一元的把握、事業主が安定所等に通知すべき事項の明確化を図ることにより、企業に対する指導等内定取消し事案等への迅速な対応を図るとともに、採用内定取消しの内容が厚生労働大臣の定める場合に該当するときは、学生生徒等の適切な職業選択に資するため、その内容を公表することができることとしたところであり、同日付け職発第 0119002 号「新規学校卒業者の採用内定取消し等に係る事前通知制度及び企業名の公表制度等について（職業安定法施行規則の一部改正等の施行について）」に基づき実施しているところである。

来春の新卒者の採用内定については、高校生が 9 月 16 日から、大学生等が 10 月 1 日から始まっているところであるが、今般、緊急雇用対策において、内定取消し防止に向けた企業指導の徹底が盛り込まれたところであり、現下の厳しい雇用失業情勢の下、再び採用内定取消し及び入職時期繰下げが発生することのないよう、これら事前通知制度や企業名公表制度

をはじめ、「新規学校卒業者の採用に関する指針」を広く周知するとともに、採用内定取消しを行おうとする事業主に対する回避等についての指導等の徹底を図ること。

#### (4) 新卒無業者への第2セーフティネットの活用

新卒無業者（未就職のまま学校を卒業した者）については、従来より、学生職業センター等においてきめ細かな就職支援を行っているところであるが、今般、緊急雇用対策において「新卒無業者への第2セーフティネットの活用」が盛り込まれたところであり、前述の第1の1（7）アのとおり、緊急人材支援事業の活用が可能であることから、学生職業センター等へのポスターの掲示等により、積極的に周知するとともに、希望者については、安定所の職業訓練担当部門に誘導すること。

### 3 雇用維持支援の強化

#### (1) 雇用調整助成金の支給事務の迅速化

雇用調整助成金の支給事務の迅速化については、初回の申請については申請から2か月以内、2回目以降の申請については申請から1か月以内の支給決定を目指して取り組んできたところであるが、今般、緊急雇用対策において、政府として改めて当該目標を明示し、平成21年内に達成することを盛り込んだところである。

このため、平成21年内にはすべての労働局で当該処理期間が遵守できるよう、組織体制や審査方法等の不断の見直し・向上を図り、迅速かつ適正な支給を行うこと。特に、現時点で処理期間内での支給事務ができていない労働局については、労働局長自らが目標達成に向けた指揮をとり、早急に所要の見直しを行うこと。

#### (2) 雇用調整助成金の支給要件の緩和等

出向に係る助成金については、助成の対象となる出向をした場合、出向元に復帰した後6か月以上経過しないと再度の出向は助成対象とならないが、6か月を経過しない出向に関しても支給可能とするよう要件緩和を予定しているところである。

なお、当該要件緩和に当たっては、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の改正が必要であることから、施行日は本年11月以降となる見込みであり、申請様式についても同時期の改正を予定していることを申し添える。

### 4 女性の就労支援等

## (1) 女性の就労支援等の実現

マザーズハローワーク事業の支援拠点は、平成 21 年度新規設置のマザーズコーナー 40 箇所を含めて 148 箇所の整備がなされ、各支援拠点において地方公共団体等の関係機関と連携した子育て女性等の再就職支援に係る一定のノウハウとともに支援の好事例が蓄積されていることから、これらを各支援拠点で共有するとともに、関係機関に対しても好事例を提供することにより、更なる関係機関との連携強化及び地域における子育て女性等の再就職支援態勢の強化を図ること。

については、本年 12 月末までを目処として、各支援拠点の好事例を本省において集約し、各労働局を通じて各拠点に提供することとするので、別途指示するとおり、好事例の収集及び本省が集約して提供する好事例の積極的な活用を図られたい。

また、生活保護や児童扶養手当を受給している母子家庭の母に対して、就労による自立を促進するにあたり、安定所と福祉事務所等との連携による「生活保護受給者等就労支援事業」を活用することは、重要かつ有効な手段である。

このため、各労働局においては、地方公共団体の母子自立支援プログラム策定員や母子自立支援員等（以下「母子支援担当者」という。）からの支援要請に対して、引き続き丁寧に対応し、事業が円滑に運ぶよう配慮するとともに、安定所からも積極的にこれら母子支援担当者の担当部署へ出向いて情報交換や情報共有を行うこと。

なお、本事業については、平成 19 年末に政府が定めた「福祉から雇用へ」推進 5 年計画」において同事業による就職率を平成 21 年度までに 60 %に引き上げることとされているところであり、当該目標達成に向けて更なる積極的な活用に努めること。

## (2) 偽装請負、派遣契約の中途解除の防止など法令遵守に向けた指導監督の徹底

現下の厳しい雇用失業情勢において、違法事案の一掃に努め、派遣労働者の雇用の安定を図っていく必要があることから、法令遵守に向けた指導監督の徹底を実施することとしたこと。

具体的には、偽装請負については、契約形態に関わらず「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和 61 年労働省告示第 37 号）に基づき、実態を見て判断することとし、雇用の安定を図りつつ適切に是正が行われるよう指導監督の徹底を図ること。

また、労働者派遣契約の中途解除に当たって、平成 21 年 3 月 31 日に改

正した「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年告示第 137 号）」及び「派遣先事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年告示第 138 号）」（以下「派遣元・派遣先指針」という。）に基づき、派遣元事業主に対してはまず休業等により雇用を維持すること、派遣先においては新たな就業機会の確保に努め、それができない場合は休業等により生じた派遣元事業主の損害を賠償すること、平成 21 年 3 月 31 日以降に新たに締結された派遣契約には損害賠償の事項を定めることについて指導の徹底を図ること。

なお、偽装請負では派遣先において労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）や労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に規定する責任が果たされていない場合や、労働者派遣契約の中途解除では派遣元事業主が派遣労働者を雇止め又は解雇する場合もあることから、事業主に対する指導監督に当たっては、必要に応じて労働基準行政と連携を図ること。

また、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）、派遣元・派遣先指針等の周知啓発においては、職業安定行政のみならず、労働基準行政が実施する集団指導の機会をとらえるなど労働基準行政との連携を図ること。

### （3）事業主への働きかけや助成金の活用による他産業への失業なき労働移動の促進

雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）第 24 条第 1 項により義務づけられている再就職援助計画を提出した事業主に対し、同法第 6 条第 1 項において、事業主は、対象労働者が行う求職活動等に対する援助に努めなければならないとされていることについて、改めて周知を図るとともに、当該労働者の再就職支援に努めるよう働きかけること。

また、その際には、労働移動支援助成金について丁寧に説明を行い、再就職の支援に向けた活用の促進を図ること。

なお、同助成金については、再就職援助計画の提出義務のない事業主であっても、再就職援助計画を任意で提出すれば、助成金を活用できるため、再就職援助計画の提出義務のない事業主にもこれを周知すること。

## 第 3 「緊急雇用創造プログラム」の推進

### 1 介護分野における雇用創造等について

#### （1）介護分野におけるマッチング機能の強化

介護関係職種については、他産業と比較し有効求人倍率が高く雇用の受け皿として期待されているが、製造業等他産業からの離職者は、介護の資

格や経験のない者も多い状況である。

これらの求職者の再就職支援を図るため、すべての安定所において、以下のような各種助成・支援制度の積極的な周知を図りつつ、介護分野における無資格や未経験の求職者が応募可能な求人の開拓に努めるとともに、受理後一定期間が経過した求人を中心に、資格や経験要件等の求人条件緩和指導を実施されたい。

また、介護関係助成金、実習型雇用支援事業及び職業訓練関係施策等各制度の整備が進んでおり、各制度を有効に活用しつつ介護分野のマッチング機能の強化を図るため、求人・求職者に対し、各制度の情報提供等を徹底することにより、活用の促進を図られたい。加えて、関係団体等に対しては、各制度について改めて情報提供を行うとともに、介護関連事業所及び介護分野への就職を希望する求職者等に対する周知も併せて依頼するようお願いする。

## (2) 「『働きながら資格をとる』介護雇用プログラム」について

「緊急雇用創造プログラム」においては、介護分野を重点分野と位置づけ、「『働きながら資格をとる』介護プログラム」を推進し、緊急に介護人材の育成・確保を目指すこととしている。「介護プログラム」の具体的内容は、別添2のとおりであり、介護分野における雇用期間を1年以内とする等の「緊急雇用創出事業」の要件緩和を行った上で、各地方公共団体に対し、基金を活用して平成21年度中の前倒し実施を含めた平成23年度までの事業実施を要請していくこととしている。各労働局においても、各都道府県基金主管部局及び介護主管部局と緊密に連携し、早期の事業計画の立案、実施を要請するとともに、その実施状況を把握し、必要な情報提供等を行うこと。

## 2 農林水産省等と連携したガイダンス及び合同企業面接会の早期実施

「働きながら職業能力を高める」グリーン雇用プログラムにおいて、「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」等を活用した農林水産分野での雇用創出・就業促進を図ることとしていることから、これらの取組の効果を高めるため、農林漁業への就職のためのガイダンス及び農林漁業合同企業面接会を、平成21年末までを目途として早期実施することとする。

なお、これらの実施に際しては、平成21年6月1日付け職発第0601007号能発第0601008号「『農林業をやってみよう』プログラム」等の実施について」の改正について」別添3「農林漁業への就職のためのガイダン

ス及び農林漁業合同企業面接会の実施要領」、及び平成 21 年 8 月 31 日付け職発 0831 第 2 号「現下の雇用失業情勢を踏まえた取組について」第 4 の 3「農林漁業への就職のためのガイダンス及び農林漁業合同企業面接会の早期実施」を参照することとし、都道府県農政担当部局、地方農政局・農政事務所、農林漁業の新規就業相談窓口及び市町村等関係機関と連携し、事業の周知や参加の募集を行うほか、地域の実情を踏まえつつこれらの関係機関における合同面接会・説明会等との合同開催についても検討された。

### 3 雇用創造のための既存施策・予算の活用

(1) 「緊急雇用創出事業」の前倒し執行の自治体への要請、「緊急雇用創出事業」と「ふるさと雇用再生特別基金事業」の要件緩和及び好事例の提供による雇用創出の拡大

「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」について、地方公共団体における雇用創出に向けた取組を促し、地域の雇用改善を進めるため、要件緩和等所要の運用改善を行うこととしている。

また、雇用情勢に対応し、雇用機会の拡大を図るため、「緊急雇用創出事業」について、厚生労働省は都道府県に対し、平成 21 年度中に 3.4 万人の追加の雇用創出を目標とする事業の前倒し執行を要請することとしている。ついで、各労働局においても、労働局長が都道府県知事を始めとする都道府県幹部に対し、事業の前倒し実施を直接要請するとともに、今回の緊急雇用対策において重点分野と位置付けられた介護、農林水産業・観光・環境分野等における全国的な取組事例を紹介し、これらの分野での積極的事業計画立案により、一人でも多くの雇用機会の確保が図られるよう、都道府県及び市町村との連携を図ること。

(2) 職業能力形成プログラムの活用

ジョブ・カード制度の職業能力形成プログラムは、職業能力形成機会に恵まれなかった者等に対して、きめ細かなキャリア・コンサルティングと企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練を提供することにより、その能力を向上させ、安定的な雇用への移行を促進するものであるため、求職者へのジョブ・カード制度の周知、キャリア・コンサルティングへの誘導、雇用型訓練に係る求人の充足、委託型訓練への受講あっせん等について、積極的に取り組むこと。

## 第 4 緊急雇用対策の進め方

雇用戦略に関する重要事項について、内閣総理大臣の主導の下で、労働界・産業界をはじめ各界のリーダーや有識者が参加する「雇用戦略対話（仮称）」、及び地域における緊急雇用対策の推進母体として、関係自治体、関係機関、労働界、産業界、教育界、NPOなどが参加して設置（当面、意欲のある地域で先行して設置）する「地域雇用戦略会議（仮称）」等については、現在内閣府において検討されているが、具体的な内容が決まり次第追って通知する。

# 緊急雇用対策

平成 21 年 10 月 23 日  
緊急雇用対策本部

# 目次

I. 基本的な方針	1
<u>1. 基本認識</u>	
<u>2. 3つの視点</u>	
II. 具体的な対策	3
<u>1. 緊急的な支援措置</u>	
(1) 緊急支援アクションプラン	
— 「貧困・困窮者、新卒者支援」	3
(2) 雇用維持支援の強化	6
(3) 中小企業の支援	7
(4) 女性の就労支援等	7
<u>2. 「緊急雇用創造プログラム」の推進</u>	
(1) 3つの重点分野におけるプログラムの推進	8
(2) 雇用創造のための既存施策・予算の活用	11
III. 対策の進め方	13
(別紙) 「緊急雇用対策」の具体的施策	15

# 緊急雇用対策

## I. 基本的な方針

### 1. 基本認識

- ・ 我が国の経済は、最悪期を脱したものの、経済成長の基盤が脆弱であるなど厳しい状況にある。とくに、雇用情勢は非常に厳しく、失業率は今年7月に過去最高の5.7%に達した後、8月に5.5%に低下したものの依然として厳しい状況にあり、今後悪化する懸念もある。また、景気が回復しても、「雇用なき景気回復(ジョブレス・リカバリー)」となるのではないかと懸念する声もあり、今後の事態の推移に予断は許されない。
- ・ 鳩山政権が目指す「国民一人ひとりが安全と安心、生きがいを実感できる社会」を実現する上で最も重要な基盤となるのは、雇用の確保である。このため、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、「緊急雇用対策」を実施する。

### 2. 3つの視点

鳩山政権の雇用対策は、以下の3つの視点に立つ。

#### (1) 情勢に即応して「機動的」に対応する

—急がれる対策を早急を実施する

- ・ 経済雇用情勢は刻々と変化する。このため、情勢変化を迅速に把握し、必要かつ有効な雇用対策を機動的に講じる。今回の対策は、現下の情勢に対応し、急がれる対策を早急にも実施するも

のである。

- ・ 今後の情勢について引き続き細心の注意を払い、その推移によつては、政治主導により果敢に対応する。

## (2)「貧困・困窮者、新卒者への支援」を最優先する

－最優先課題として、最も困っている人を全力で支援する

- ・ 経済雇用情勢の悪化の影響は、経済的・社会的に弱い立場にある人々にしわ寄せされる形で最も大きく現れる。具体的には、貧困・困窮状態にある求職中の離職者や非正規労働者、女性であり、さらには来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒である。こうした求職中の貧困・困窮者や新卒者への支援は緊急を要しており、雇用維持努力への支援や中小企業支援とあわせて、最優先課題として全力で取り組む。

## (3)「雇用創造」に本格的に取り組む

－未来の成長分野を中心に、政策を総合的に推進

- ・ 内需主導の経済成長を目指す観点から、未来の成長分野として期待される「介護」、「農林」等の分野や NPO、社会的企業が参加した「地域社会雇用」の創造に取り組む。これらの分野での新たな就業や雇用情勢が悪化した他の産業分野からの転職・転業を支援するため、職業訓練、とくに「働きながら職業能力を高めること」を重視した「積極的労働政策」を本格的に展開するとともに、「産業政策」や「文教政策」と連動した取組を推進する。

## Ⅱ. 具体的な対策

※詳しい内容は別紙参照

### 1. 緊急的な支援措置

#### (1) 緊急支援アクションプラン

##### —「貧困・困窮者、新卒者支援」

###### <貧困・困窮者支援>

(目標) 今年の年末年始に、求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにする。

###### (アクションプランの内容)

① 平成21年後半(6月～12月)に雇用保険受給期間が切れる受給者数(推計を含む)の把握

② 利用者の視点に立った情報提供・広報の展開

・「緊急人材育成支援事業」、「住宅手当」等各種支援策の分かりやすい広報

③ 実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢の強化

※ワンストップ・サービス ; 国、地方自治体等の関係機関の協力の下、利用者が、一つの窓口で必要な各種支援サービス(雇用・住居・生活支援)の相談・手続きができるようにする。

(ア)「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

・11月下旬に東京、大阪、愛知等において試行実施した後、定期開催・年末年始の開催を検討

(イ)ハローワークの雇用支援機能の強化

(ウ)「求職者総合支援センター」とハローワークの連携

(エ)年末年始の生活総合相談

・年末年始の生活や居住場所の確保等の支援

・ハローワーク職員による出張相談等の検討

(オ)ハローワークにおける公的賃貸住宅情報の提供

- ・地方自治体等の協力を得て、離職者が利用可能な公的賃貸住宅情報を提供

**④「きめ細かな支援策」の展開**

(ア)「緊急人材育成支援事業」の訓練メニュー・実施者の新規開拓

- ・教育訓練機関に加え、地域の企業、社会福祉法人、NPO等の参加により、情報処理技術、介護・福祉・医療等の分野を中心に年内に約5万人分の確保
- ・地域のニーズに応じた訓練コースの設定

(イ)「住まい対策」など派遣契約の中途解除等に伴い住居を失った貧困・困窮者支援施策の強化

- ・「住宅手当」「つなぎ特別融資」「総合支援貸付」の適正な運用の徹底
- ・住宅の確保
- ・「就職安定資金融資」「住宅手当」の円滑な実施のための宅地建物取引業者による民間賃貸住宅のあっせん、地域住宅交付金を活用した民間賃貸住宅への家賃助成等の取組の推進

(ウ)関連施策の展開

- ・住宅ローンの借入者に対する金融の円滑化を通じた生活の安定化を図るための施策の策定・推進（臨時国会に法案提出）
- ・社宅や寮に入居している派遣労働者について、離職後も引き続き一定期間の入居が可能となるよう、企業に対して要請
- ・日本司法支援センターにおける民事法律扶助事業の利用の促進
- ・ハローワークの協力を得て開設する相談窓口における地域自殺対策緊急強化基金等を活用した求職者等に対する心の健康相談、生活支援相談等の実施

(エ)生活保護制度の運用改善

**⑤その他、求職者の貧困・困窮者が安心して生活が送れるようにするために必要な施策を引き続き検討**

## (アクションプランの進め方)

### ①国の取組

・国に設置した「緊急支援アクションチーム(後述)」が、アクションプランの具体的展開、地域における取組の円滑な実施に向けた関係機関等の調整を行う。

### ②地域における取組

・関係地方自治体の協力を得て、東京都及び政令市等において、ハローワーク、地方自治体・関係団体等が連携して具体的な取組を推進する。

## <新卒者支援>

(目標) 来春以降の新卒者の就職を支援し、第二の「ロス・ジェネレーション」をつくらないようにする。

## (アクションプランの内容)

### ①新卒者の就職支援態勢の強化

#### (ア)「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備

・支援態勢強化のため、就職支援の専門職をハローワークに緊急配備

#### (イ)大学等の就職支援の充実

・就職相談窓口の充実(キャリアカウンセラーの配置など)、女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進、大学における職業指導(キャリアガイダンス)の制度化

### ②求人開拓と「雇用ミスマッチ」の解消

#### —「就活支援キャンペーン(仮称)」の展開—

(ア)求人・求職、内定関連情報の収集・提供

(イ)学生を対象とした合同就職説明会等の実施

(ウ)企業に対する求人拡大への要請

(エ)採用意欲のある中小企業等の掘り起こし

・「雇用創出企業」をとりまとめ、公表(年明け予定)

### ③「4月就職以外の道」の選択の支援

(ア)企業に対する中途採用・通年採用の拡大への要請

(イ)学生・生徒の学校での学び直しや地域活動参加への支援

### ④新卒無業者への第2セーフティネットの活用

## (アクションプランの進め方)

### ①国の取組

・国に設置した「緊急支援アクションチーム(後述)」が、アクションプランの具体的展開、地域における取組の円滑な実施に向けた関係機関等の調整を行う。

### ②地域における取組

・関係地方自治体・関係団体の協力を得て、地域の学校・ハローワーク・産業界が一体となって具体的な取組を推進する。

## (2)雇用維持支援の強化

### ①雇用調整助成金の支給要件緩和等

・出向元への復帰後6か月を経ずに行われた再度の出向についても、雇用調整助成金の支給が可能となるよう、支給要件を緩和する。

・支給に要する処理期間(初回申請:2か月以内、2回目以降:1か月以内)の設定と年内中の達成を図る。

・申請様式の改正を行う。

・今後の経済雇用情勢の推移を踏まえ、雇用調整助成金の生産量要件の緩和について、早急に検討する。

### ②企業間の出向活用による雇用維持支援

・解雇防止と新規雇用の促進のため、出向に関する企業間の情報交流を支援する。そのため、経済産業省及び地方経済産業局等に、出向支援チームを設置し、出向を希望する企業情報の収集・提供を行う。

### (3)中小企業の支援

#### ①中小企業で活躍する人材への支援

- ・中小企業の求める若手人材を育成するための「新・若者挑戦塾」の受講生と中小企業とのマッチング支援の強化や、中小企業の現場に人材をつなげる国内インターンシップ制度の参加者数の拡大

#### ②中小企業の雇用維持・拡大への支援

- ・雇用の維持・拡大に努めている企業に対する低利融資制度(雇用調整助成金等が支給されるまでの「つなぎ融資」や「セーフティネット貸付」)の活用促進
- ・中小企業に対する金融の円滑化を通じた事業活動の円滑な遂行及び雇用の安定を図るための施策の策定・推進(臨時国会に法案提出)

### (4)女性の就労支援等

- ・都市部(待機児童を多く抱える地域)における質の高い保育サービス整備を加速する方策の早急な検討
- ・子育て期の女性や若年層を対象とした地域のセミナー等への就労・再就職支援アドバイザー(仮称)の講師派遣
- ・女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進(再掲)
- ・ポスドク等若手研究人材を活用した共同研究プロジェクトの着実な実施と参加した研究人材の就業機会の拡大

## 2. 「緊急雇用創造プログラム」の推進

### (1) 3つの重点分野におけるプログラムの推進

—成長分野における雇用促進のため、「働きながら職業能力を高める」雇用プログラムの推進等に取り組む

#### <介護雇用創造>

##### ①「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

- ・求人ニーズが高い介護分野で、働きながら資格取得(介護福祉士、ホームヘルパー2級)ができるよう支援するプログラムを創設
- ・資格取得のための研修費用の手当及び1年又は2年の実践的な雇用経験の付与等を可能にするため、「緊急雇用創出事業」の要件を緩和
- ・実習免除等の働きながら資格を取ることを容易にするための措置の導入等
- ・地方自治体に対して、①重点事業としての事業採択と事業の前倒し執行、②介護サービス施設、事業者への積極的な周知を要請

##### ②介護人材確保施策の推進

- ・全国地域包括ケア推進会議の設置、介護職員処遇改善交付金の周知を通じた介護職員の処遇改善
- ・「福祉人材コーナー」をはじめとして全国のハローワークで介護分野の求人開拓を重点実施、助成金や職業訓練を活用した介護分野の人材確保・定着

##### ③介護サービス整備の加速化等

- ・「介護基盤の緊急整備特別対策事業」による介護基盤整備の推進
- ・大都市部の自治体の意向を踏まえた認知症対応型グループホームのユニット数の拡大による整備の促進(2ユニットから3ユニットへ)

## ＜グリーン(農林、環境・エネルギー、観光)雇用創造＞

### ①「働きながら職業能力を高める」グリーン雇用プログラム

#### (農林水産分野)

- ・農林水産分野での雇用創出・就業促進の積極的展開、農山漁村の6次産業化—直売所の設置や地域ブランドの立上げ等の取組、農商工連携の担い手たる人材育成のための研修強化(「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」等の活用)

#### (環境・エネルギー分野)

- ・住宅用太陽光発電システム施工の無料講習会の拡充による施工人材の育成及び施工ガイドラインの策定
- ・企業等における省エネ・CO2排出削減を担う人材の育成
- ・グリーンワーカー事業の対象拡大(生態系保全や外来種対策を事業対象に追加する等)

#### (観光分野)

- ・観光産業の人材ニーズの情報提供
- ・観光人材の育成(「緊急人材育成支援事業」の活用による教育訓練の実施)
- ・外客誘致促進等の観光立国の実現に向けた施策展開の加速化

### ②森林・林業再生の推進

#### (ア)緊急的な取組み—「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善等

- ・「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善(人材養成の重視、施業の集約化の推進等)
- ・集約化施業・路網整備の推進に向けた森林情報の整備・人材育成等や公共建築物等における木材利用の拡大の推進、地域材の地産地消等による地域における雇用創出(「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」の活用) 等

(1)「森林・林業再生プラン(仮称)」の作成—森林・林業再生に向けた政策の構築

森林・林業の再生に向けた中長期的な政策の方向を明示し、森林・林業を基軸とした雇用の拡大を図るため、「森林・林業再生プラン(仮称)」を、年内を目途に作成し、関連施策を推進する。

**③関連施策の推進**

- ・建設企業の成長分野展開支援
- ・住宅リフォーム市場の活性化、木造住宅の振興
- ・地域のICT利活用促進

**<地域社会雇用創造>**

**○雇用支援分野での「社会的企業」の活用**

・新たな雇用の場として、NPOや社会起業家などが参加する「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を推進する。特に、若者など困難に直面する人々を雇用に結びつける雇用支援分野での活用を目指す(「緊急人材育成支援事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」の活用)。

※社会的企業；社会的課題の解決を目的とした収益事業に取り組むもの。雇用支援分野ではイタリアの社会的協同組合B型やイギリスのグラウンドワークなどがある。

・NPO 法人等の社会的企業が保育所との連携の下に行う家庭的保育事業の試行的実施(離職者等を雇用して家庭的保育者研修を実施した上で利用者との契約により自宅で乳幼児を保育、安心こども基金を活用して実施)

## (2)雇用創造のための既存施策・予算の活用

### ○「緊急雇用創出事業」等の運用改善と前倒し執行等

- ・「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」について、以下の観点から運用改善を行うとともに、地方自治体に対する事業前倒し執行の要請や関連制度の活用等を進める。

#### <事業の運用改善>

(ア)「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム実施のための「緊急雇用創出事業」の運用改善(前述)

(イ)「緊急雇用創出事業」の要件緩和

- ・現在、雇用期間6か月以内で介護・福祉・教育等の分野に限って1度の更新を可能にしているところ、全ての分野で1度の更新を認める。さらに介護については、雇用期間を1年以内に延長し、1度の更新を可能とする。
- ・事業費に占める人件費割合、新規雇用の失業者割合を新規雇用失業者の人件費割合2分の1以上に緩和

(ウ)「ふるさと雇用再生特別基金事業」の要件緩和

- ・事業収益について、事業が継続され、継続して労働者を雇用する場合、委託元への返還を不要とする。

#### <事業の前倒し執行>

(エ)「緊急雇用創出事業」の事業の前倒し執行等

- ・地方自治体に対して、上記の運用改善への対応及び緊急雇用創造の観点から、事業の前倒し執行を要請。

#### <制度の活用等>

(オ)「働きながら職業能力を高める」雇用プログラムを支える職業能力評価制度(「ジョブ・カード制度」など)の活用

- ※「ジョブ・カード制度」は、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、フリーター等が正社員となることを支援することを目的としている。

(カ)再就職に効果的な職業訓練の提供の在り方に関する検討

- ・訓練実施機関等の選定に関し、再就職の成果を上げるインセンティブが働

きやすい方法について検討

**(キ)地方公共団体への支援**

- ・地方公共団体が実施する緊急雇用対策について、特別交付税により支援する。

## Ⅲ. 対策の進め方

### (1) 対策の推進体制

- 緊急雇用対策の推進にあたっては、労働界・産業界をはじめとする国民各層との対話を積極的に進めるとともに、地域において関係者が一体となって取り組めるよう十分配慮する。

#### ①「雇用戦略対話(仮称)」の設置

- 「緊急雇用対策」を推進する観点から、雇用戦略に関する重要事項について、内閣総理大臣の主導の下で、労働界・産業界をはじめ各界のリーダーや有識者が参加し、意見交換と合意形成を図ることを目的として設置する。

#### ②「地域雇用戦略会議(仮称)」の設置

- 地域における緊急雇用対策の推進母体として、関係自治体、関係機関、労働界、産業界、教育界、NPOなどが参加して設置する(当面、意欲のある地域で先行して設置)。

#### ③緊急雇用対策本部内の推進チーム設置

- 本対策の推進のために、緊急雇用対策本部内に、各施策の具体的な実施を推進する実務者等からなる、
  - ①「緊急支援アクションチーム」と
  - ②「緊急雇用創造チーム」の2つを設置する。

### (2) 国民への情報提供・広報の徹底

- 国民一人ひとりが、緊急雇用対策の各施策の趣旨・内容・利用方法を十分理解し、実際に有効に利用できるように、分かりやすい形での情報提供や広報の徹底に努める。

### (3) 本対策に期待される効果

- 今回の対策は、現下の情勢に対応して急がれる取組をできる限り早期に実施するため、新たな予算措置を要しない既存の施策・予算の活用により、緊急に取りまとめるものである。
- 特に本対策は、年末年始も視野に入れ、貧困・困窮者や新卒者などの方々への支援に、地方自治体や関係団体の協力を得て最優先で取り組み、現場において一人でも多くの方が安心して暮らすことができるようにすることを主眼に置いている。
- あわせて、未来の成長分野を見据え、雇用創造への取組に着手することとしており、これにより当面の雇用下支え・雇用創出の追加的効果として、21年度末までに10万人程度が期待される。

## 1. 緊急的な支援措置

### (1) 緊急支援アクションプラン「貧困・困窮者、新卒者支援」

#### <貧困・困窮者支援>

①平成21年後半(6月～12月)に雇用保険受給期間が切れる受給者数(推計を含む)の把握

#### ②利用者の視点に立った情報提供・広報の展開

- ・ 「緊急人材育成支援事業」、「住宅手当」等各種支援策の分かりやすい広報

#### ③実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢の強化

##### (ア)「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

- ・ 11月下旬に東京、大阪、愛知等において試行実施した後、定期開催・年末年始の開催を検討

##### (イ)ハローワークの雇用支援機能の強化

- ・ 労働局・ハローワークの総力を挙げた戦略的・効果的な求人開拓及び求人充足対策の実施
- ・ ハローワークでの担当者制による中高年齢者に対する手厚い再就職支援の実施
- ・ 子育て女性の再就職支援に係る支援機関向け好事例等の収集や母子家庭の母に対するチーム支援機能の強化
- ・ 地域における雇用維持・拡大の要請や早期再就職支援など障害者雇用対策の強化
- ・ 日本在住の日系人等の方々への訓練の充実や相談体制の強化による外国人労働者支援の強化

##### (ウ)「求職者総合支援センター」とハローワークの連携

##### (エ)年末年始の生活総合相談

- ・ 年末年始の生活や居住場所の確保等の支援
- ・ ハローワーク職員による出張相談等の検討

##### (オ)ハローワークにおける公的賃貸住宅情報の提供

- ・ 地方自治体等の協力を得て、離職者が利用可能な公的賃貸住宅情報を提供

#### ④「きめ細かな支援策」の展開

##### (ア)「緊急人材育成支援事業」の訓練メニュー・実施者の新規開拓

- ・ 教育訓練機関に加え、地域の企業、社会福祉法人、NPO等の参加により、情報処理技術、介護・福祉・医療等の分野を中心に年内に約5万人分の確保(3.3万人の利用見込み)

※10月20日現在 定員数20,841人

- ・ 地域のニーズに応じた訓練コースの設定

##### (イ)「住まい対策」など派遣契約の中途解除等に伴い住居を失った貧困・困窮者支援施策の強化

- ・ 「住宅手当」「つなぎ特別融資」「総合支援貸付」の適正な運用の徹底
- ・ 住宅の確保
- ・ 「就職安定資金融資」「住宅手当」の円滑な実施のための宅地建物取引業者による民間賃貸住宅のあっせん、地域住宅交付金を活用した民間賃貸住宅への家賃助成等の取組の推進

##### (ウ)関連施策の展開

- ・ 住宅ローンの借入者に対する金融の円滑化を通じた生活の安定を図るための施策の策定・推進(臨時国会に法案提出)
- ・ 社宅や寮に入居している派遣労働者について、離職後も引き続き一定期間の入居が可能となるよう、企業に対して要請
- ・ 日本司法支援センターにおける民事法律扶助事業の利用の促進

- ・ ハローワークの協力を得て開設する相談窓口における地域自殺対策緊急強化基金等を活用した求職者等に対する心の健康相談、生活支援相談等の実施

(エ)生活保護制度の運用改善

⑤その他、求職中の貧困・困窮者が安心して生活が送れるようにするために必要な施策を引き続き検討

<新卒者支援>

①新卒者の就職支援態勢の強化

(ア)「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備

- ・ 支援態勢強化のため、就職支援の専門職をハローワークに緊急配備(高卒・大卒就職ジョブサポーターを各都道府県1名以上追加配置)

(イ)大学等の就職支援の充実

- ・ 就職相談窓口の充実(キャリアカウンセラーの配置など)
  - 「大学教育・学生支援推進事業」を実施中の大学等に対する事業達成目標の到達度の確認や、取組事例についての周知
- ・ 女子学生等を対象とした「ライフプランニング支援」の推進
  - 「女性のライフプランニング支援総合推進事業」において、特に就職前の女子学生を対象としたきめ細やかな取組を要請
- ・ 大学における職業指導(キャリアガイダンス)の制度化
  - 中教審大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」を踏まえ、法令上、職業指導(キャリアガイダンス)の大学教育への位置づけを明記
- ・ 内定取消し防止に向けた企業指導の徹底
  - 平成21年1月に施行された企業名公表制度や「新規学校卒業者の採用に関する指針」等の一層の周知及び採用内定取消しを行おうとする事業主に対する回避等についての指導等の徹底

②求人開拓と「雇用ミスマッチ」の解消－「就活支援キャンペーン(仮称)」の展開－

(ア)求人・求職、内定関連情報の収集・提供

(イ)学生を対象とした合同就職説明会等の実施

(ウ)企業に対する求人拡大への要請

(エ)採用意欲のある中小企業等の掘り起こし

- ・ 「雇用創出企業」をとりまとめ、公表(年明け予定)
  - 関係省庁が連携して、ものづくりやサービス業、農業、運輸業等の分野において、採用意欲があり、かつ人材育成に優れる企業について、関係機関を総動員して掘り起こし、若年層、特に新卒者に対する情報発信を実施

③「4月就職以外の道」の選択の支援

(ア)企業に対する中途採用・通年採用の拡大への要請

(イ)学生・生徒の学校での学び直しや地域活動参加への支援

④新卒無業者への第2セーフティネットの活用

## (2) 雇用維持支援の強化

### ① 雇用調整助成金の支給要件緩和等

- ・ 出向元への復帰後6か月を経ずに行われた再度の出向についても、雇用調整助成金の支給が可能となるよう、支給要件を緩和する
- ・ 支給に要する処理期間(初回申請:2か月以内、2回目以降:1か月以内)の設定と年内中の達成を図る。
- ・ 申請様式の改正を行う。
- ・ 今後の経済雇用情勢の推移を踏まえ、雇用調整助成金の生産量要件の緩和について、早急に検討する。
- ・ 現行の船員に係る雇用調整助成金の継続的な運用(船員に対する助成金による支援の円滑な実施等)

### ② 企業間の出向活用による雇用維持支援

- ・ 解雇防止と新規雇用の促進のため、出向に関する企業間の情報交流を支援  
— 経済産業省及び地方経済産業局等に、出向支援チームを設置し、出向を希望する企業情報の収集・提供を行う

## (3) 中小企業支援

### ① 中小企業で活躍する人材への支援

- ・ 中小企業の求める若手人材を育成するための「新・若者挑戦塾」の受講生と中小企業とのマッチング支援の強化  
— 魅力的な企業の現場視察、若手人材を求める企業を招いての会社説明会、座学、演習などを合宿型で行う「新・若者挑戦塾」の受講者を中小企業に橋渡しし、実際の就労につなげる。
- ・ 中小企業の現場に人材をつなげる国内インターンシップ制度の参加者数の拡大  
— 中小企業における現場の魅力を実際に体験し、就業に結びつけるインターンシップ事業における参加者数の拡大

### ② 中小企業の雇用維持・拡大の支援

- ・ 雇用の維持・拡大に努めている企業に対する低利融資制度(雇用調整助成金等が支給されるまでの「つなぎ融資」や「セーフティネット貸付」)の積極的な活用促進  
— 雇用調整助成金等が支給されるまでの「つなぎ融資」の積極的な活用:雇用調整助成金等に係る実施計画の届出を受理された中小企業に対し、日本政策金融公庫等による低利融資が受けられる制度(地域活性化・雇用促進資金)について、引き続き積極的な活用を促進  
— セーフティネット貸付の積極的な活用:日本政策金融公庫等によるセーフティネット貸付(うち、経営環境変化対応資金・金融環境変化対応資金)を活用する中小企業のうち、雇用の維持・拡大に努める中小企業に対し、基準利率からの0.1%金利引下げ措置の活用を、引き続き積極的に促進
- ・ 中小企業に対する金融の円滑化を通じた事業活動の円滑な遂行及び雇用の安定を図るための施策の策定・推進(臨時国会に法案提出)

## (4) 女性の就労支援等

- ・ 都市部(待機児童を多く抱える地域)における質の高い保育サービス整備を加速する方策の早急な検討
- ・ 子育て期の女性や若年層を対象とした地域のセミナー等への就労・再就職支援アドバイザー(仮称)の講師派遣
- ・ 女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進(再掲)
- ・ ポスドク等若手研究人材を活用した共同研究プロジェクトの着実な実施と参加した研究人材の就業機

### 会の拡大

一地域における優れた技術や潜在力を活用していくため、ポスドク等の研究人材について、大学・公的研究機関・民間企業・自治体等が連携して行う共同研究プロジェクトへの従事等の実践的な教育を施し、育成を図る

- ・ 偽装請負、派遣契約の中途解除の防止など、法令遵守に向けた指導監督の徹底
- ・ 事業主への働きかけや助成金の活用による他産業への失業なき労働移動の促進

## 2. 「緊急雇用創造プログラム」の推進

### (1) 3つの重点分野におけるプログラムの推進

#### <介護雇用創造>

##### ①「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

- ・ 求人ニーズが高い介護分野で、働きながら資格取得（介護福祉士、ホームヘルパー2級）ができるよう支援するプログラムを創設
- ・ 資格取得のための研修費用の手当及び1年又は2年の実践的な雇用経験の付与等を可能にするため、「緊急雇用創出事業」の要件を緩和
- ・ 実習免除等の働きながら資格を取ることを容易にするための措置の導入等
- ・ 地方自治体に対して、①重点事業としての事業採択と事業の前倒し執行、②介護サービス施設、事業者への積極的な周知を要請

##### ②介護人材確保施策の推進

- ・ 全国地域包括ケア推進会議の設置、介護職員処遇改善交付金の周知を通じた介護職員の処遇改善
- ・ 主要なハローワークに設置している「福祉人材コーナー」をはじめとして全国のハローワークで介護分野の求人開拓を重点実施
- ・ 助成金や職業訓練を活用した介護分野の人材確保・定着

##### ③介護サービス整備の加速化等

- ・ 「介護基盤の緊急整備特別対策事業」による介護基盤整備の推進
- ・ 大都市部の自治体の意向を踏まえた認知症対応型グループホームのユニット数の拡大による整備の促進（2ユニットから3ユニットへ）
- ・ 高齢者の地域生活を支援する者を養成（「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用）

#### <グリーン（農林、環境・エネルギー、観光）雇用創造>

##### ①「働きながら職業能力を高める」グリーン雇用プログラム

###### （農林水産分野）

- 以下の事項について「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」等を活用し実施するとともに、これら事業の運用について通知を発出し、生産現場での活用を促進
- ・ 農林水産分野での雇用創出・就業促進の積極的展開
- ・ 耕作放棄地の権利関係の調査、新たな参加者とのマッチング、軽微な農地再生作業等の耕作放棄地再生に向けた取組の実施

- ・ 農山漁村の6次産業化―直売所の設置や地域ブランドの立上げ等の取組み、農商工連携の担い手たる人材育成のための研修強化
- ―地域の農林漁業者と中小商工業者との連携により新事業を創出し、雇用の場を拡大するため、農商工連携の担い手たる人材を育成するための研修事業について、より多くの受講希望者に機会を提供すべく対象者数を拡大

○ 農林水産省等と連携したガイダンス及び合同企業面接会の早期実施

(環境・エネルギー分野)

- ・ 住宅用太陽光発電システム施工の無料講習会の拡充による施工人材の育成及び施工ガイドラインの策定
- ―住宅用太陽光発電システムの設置には専門的知識が必要なため、施工に係る専門人材育成のための無料講習会を拡充するとともに、施工の手順書となる「施工ガイドライン」を今年度中を目途にまとめる。
- ・ 企業等における省エネ・CO2排出削減を担う人材の育成
- ―京都議定書の目標達成等に向け、中小企業や農林業、オフィス・店舗等業務部門などの省エネ・CO2排出削減を加速化することが重要であるが、このため、特に企業OB等を活用し、「エネルギー管理士」等の裾野拡大・質的向上を図るとともに、「国内クレジット制度」等に関する審査・検証・アドバイスに係る人材やそのスタッフ等の育成を図る(必要に応じ「緊急雇用創出事業」や「緊急人材育成支援事業」などの活用を図る)。
- ・ 環境省が推進するオフセット・クレジット(J-VET)制度の対象となるプロジェクト分野を追加し、中山間地域等における温室効果ガス排出削減・吸収対策の推進とそれを担う人材を育成
- ・ グリーンワーカー事業の対象拡大(生態系保全や外来種対策を事業対象に追加する等)

(観光分野)

- ・ 観光産業の人材ニーズの情報提供
- ・ 観光人材の育成(「緊急人材育成支援事業」の活用による教育訓練の実施)
- ・ 外客誘致促進、国内旅行促進、観光圏の整備促進等の効果的な施策展開を加速化することで、観光立国を実現し、観光産業の雇用を拡大する。

②森林・林業再生の促進

(ア)緊急的な取組―「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善等

(1)「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善(人材養成の重視、施業の集約化の推進等)

○ 建設業等からの新規参入等に必要な研修の実施及び施業の集約化に向けた取組の強化等以下の所要の運用改善

- ・ 人材養成の重視
- ―事業を担う人材養成のため、講師養成研修及び「間伐」、「路網整備」、「境界明確化」、「林業機械の導入」の事業実施主体向け研修を実施

平成22年度から以下を実施

- ・ 施業の集約化の推進
- ―都道府県ごとに「集約化等実施計画」を策定
- ―事業成果の公表
- ・ 木材加工流通施設・木質バイオマス利用施設等整備の改善
- ・ 木造公共施設等整備の改善

(2)集約化施業・路網整備の推進に向けた森林情報の整備・人材育成等

○ (1)を前提に、森林吸収目標の達成に向け、必要な間伐等の森林整備を進めつつ、集約化施業や路

網整備を加速化し、利用間伐を拡大。このため、森林の境界・所有者・施業履歴等の情報整備、施業プランナーの活動支援、建設業従事者を活用した路網技術者など必要な人材育成等について、「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」の活用を図る

(3) 地域材の地産地消や林業経営者の活動等による地域における緊急の雇用創出等（「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」の活用）

- 地域材の地産地消に向けた家具、木工品等の製品開発、加工技術、マーケティング等に関する研修・訓練の実施
- 林業研究グループが行う研修等の補助的業務や林業研究グループの構成員である林業経営者の事業活動の補助的業務に従事しつつ、研修・訓練を実施

(4) その他

- ・ 公共建築物及び公共土木工事における木材利用の拡大や火力発電所における石炭とチップ等の混焼の拡大に向けた措置を講ずることにより、チップ工場等における雇用を創出し、「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」の活用を図る。

(イ) 中長期的な取組—「森林・林業再生プラン(仮称)」の作成

森林・林業の再生に向け、以下の点を理念・目標とした「森林・林業再生プラン(仮称)」を、年内を目途に作成し、関連施策を推進する。

<理念・目標>

- ① 森林の多面的機能の持続的発揮
- ② 森林・林業を基軸とした、付加価値の高い地域資源創造型産業の創出
- ③ 木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献
- ④ 地球温暖化対策と連携した、10年後の木材生産量

### ③ 関連施策の推進

- ・ 建設企業の成長分野展開支援  
— 成長分野展開を図ろうとする建設企業の試行的取組に対する支援、相談体制の整備、情報の周知、共有化  
— 成長分野への展開に必要な教育訓練の支援(建設教育訓練助成金等の活用促進)
- ・ 住宅リフォーム市場の活性化、木造住宅の振興
- ・ 地域のICTの利活用促進

### <地域社会雇用創造>

#### ○ 雇用支援分野での「社会的企業」の活用

- ・ 地域再生・街づくり、環境・農林、介護・保育、教育・人材、起業支援等の多様な生活関連サービス分野における新たな雇用の場として、NPOや社会起業家などが参加する「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を推進する
- ・ 特に若者など困難を抱えた人々を労働市場に結びつける雇用支援分野での活用を図る（「緊急人材育成支援事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」の活用）
- ・ NPO 法人等の社会的企業が保育所との連携の下に行う家庭的保育事業の試行的実施(離職者等を雇用して家庭的保育者研修を実施した上で利用者との契約により自宅で乳幼児を保育、安心こども基金を活用して実施)

## (2) 雇用創造のための既存施策・予算の活用

○「緊急雇用創出事業」等の運用改善と前倒し執行等

### <事業の運用改善>

(ア)「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム実施のための「緊急雇用創出事業」の運用改善(前述)

(イ)「緊急雇用創出事業」の要件緩和

- ・ 現在、雇用期間6か月以内で介護・福祉・教育等の分野に限って1度の更新を可能としているところ、全ての分野で1度の更新を認める。さらに介護については、雇用期間を1年以内に延長し、1度の更新を可能とする
- ・ 事業費に占める人件費割合、新規雇用の失業者割合を新規雇用失業者の人件費割合2分の1以上に緩和

(ウ)「ふるさと雇用再生特別基金事業」の要件緩和

- ・ 事業収益について、事業が継続され、継続して労働者を雇用する場合、委託元への返還を不要とする

### <事業の前倒し執行>

(エ)「緊急雇用創出事業」の事業の前倒し執行等

- ・ 地方自治体に対して、上記の運用改善への対応及び緊急雇用創造の観点から、事業の前倒し執行を要請

### <制度の活用等>

(オ)「働きながら職業能力を高める」雇用プログラムを支える職業能力評価制度(「ジョブ・カード制度」など)の活用

※「ジョブ・カード制度」は、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、フリーター等が正社員となることを支援することを目的としている。

(カ)再就職に効果的な職業訓練の提供の在り方に関する検討

- ・ 訓練実施機関等の選定に関し、再就職の成果を上げるインセンティブが働きやすい方法について検討

(キ)地方公共団体への支援

- ・ 地方公共団体が実施する緊急雇用対策について、特別交付税により支援する。

『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』の創設  
～給与を得ながら無料で養成講座を受講できるプログラム～

## 1 「介護雇用プログラム」の概要

離職失業者等の短期の雇用・就業機会を創出することを目的とする「緊急雇用創出事業」の委託事業の要件を緩和し、介護施設が離職失業者等を有期雇用契約労働者（1年以内の契約を更新し、最長2年間）として雇い入れ、介護施設で働かせるとともに、介護資格（ホームヘルパー2級又は介護福祉士）取得のための養成講座を受講させる事業の委託を可能とするもの。

## 2 緊急雇用創出事業の要件緩和

- (1) 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合を2分の1以上とする（従前：人件費割合7割以上）。
- (2) 雇用期間を1年以内とし、更新を含め最長2年間（従前：原則6か月未満）。
- (3) 雇入れ事業所外での養成講座の受講を可とする（従前は不可）。

## 3 都道府県の取組み

- (1) 都道府県介護主管部局において、「介護雇用プログラム」に基づく事業計画案を策定し、緊急雇用創出基金主管部局による事業案としての採択を受ける。
- (2) 緊急雇用創出事業関係補正予算案を12月都道府県議会に提出し、審議を受ける。
- (3) 予算案成立後、「介護雇用プログラム」事業を公募にかけ、介護事業者等と委託契約を締結する。

※ 実施するか否かはあくまでも地方公共団体の判断となる。

#### 4 介護事業者等の手続き等

- (1) 介護事業者等は、地方公共団体との間で、ホームヘルパー2級又は介護福祉士の資格取得を目指す離職失業者等を有期雇用契約労働者（1年以内の契約を更新し、最長2年間）として雇い入れ、地方自治体から事業経費を受け、介護施設で働かせるとともに、介護資格（ホームヘルパー2級又は介護福祉士）取得のための養成講座を受講させる事業の委託契約を締結する（養成機関における受講料及び雇入れ期間中の対象者の賃金（講座受講中の時間も賃金支払対象時間）を事業経費とする。）。
- (2) 介護事業者等は、雇い入れた対象者に対し、介護施設における介護補助労働とともに、養成機関における受講を指示する。
- (3) 介護事業者等は、対象者に対し、講座受講中を含め、雇入れ期間中の賃金を支払う。
- (4) 対象者は、介護事業者等から給与を受けながら、無料で養成講座の受講、就労をする。

#### 5 「プログラム」の具体例

- (1) ホームヘルパーの養成を目指すコース：別紙1
- (2) 介護福祉士の養成を目指すコース：別紙2

#### 6 働きながら介護資格を取得した労働者の正規雇用の推進

- (1) 当該介護事業者における正規社員としての雇用契約の締結を促進する。
- (2) 当該介護事業者における正規社員として雇い入れられない場合には、ハローワーク等において介護分野における職業紹介に努める。

#### 7 対象者数（見込み）

平成23年度末まで	3.3万人	〔	平成21年度	0.3万人
			平成22年度	1.5万人
			平成23年度	1.5万人

# 『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』の枠組

～ホームヘルパー2級の養成を目指すコースの場合～

別紙1

地方公共団体

※緊急雇用創出事業を、介護施設に委託

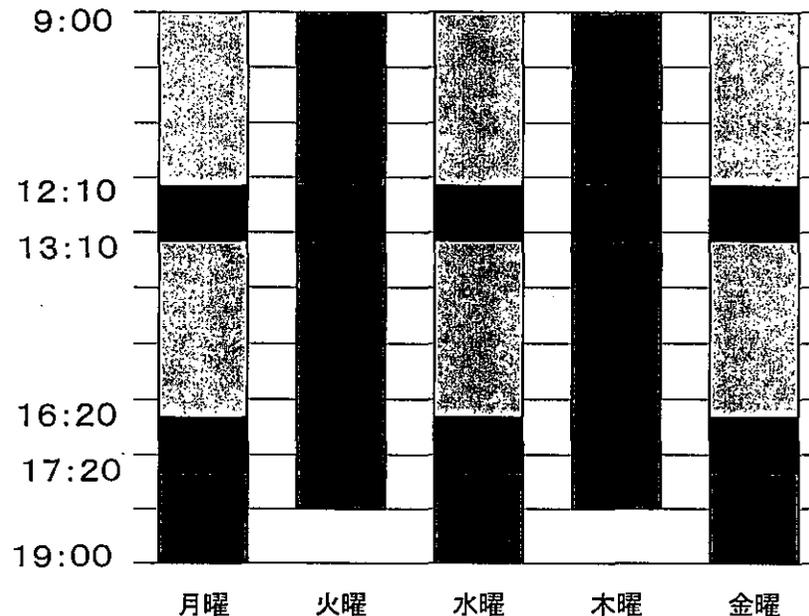
介護施設：離職失業者等を有期雇用契約(1年以内)にて雇入れ  
 養成機関における講座受講とともに、施設における介護補助労働を業務指示  
 委託事業費：講座受講中を含め、雇入れ期間中の対象者の賃金  
 養成機関における受講費用 等

## 介護施設

○通常通学时：養成機関における日課終了後、要介護者への夕食・入浴の世話などの介護補助労働

○休講日及び受講終了後：  
 一般職員と同様のシフトで勤務可能

○ 講座受講中の週間スケジュール(例)



- 養成機関における講義及び実習
- 昼休み
- 養成機関から施設への移動時間
- 介護施設における介護補助労働

※ なお、夏期・冬期等の長期休暇中は通常シフトで勤務可能

## ヘルパー2級養成機関

- 雇用契約期間内に、給料を得ながら無料でホームヘルパー2級取得のための、通常の講座を受講する。
- 130時間の講義(学科、実技及び実習)を受講。  
 ※うち、実習30時間。
- カリキュラムについては、  
 ・週1回通学、4ヶ月程度  
 ・週3回通学、3ヶ月程度  
 ・週5回通学、2ヶ月程度  
 等、様々な講座が開講されている。

# 『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』の枠組

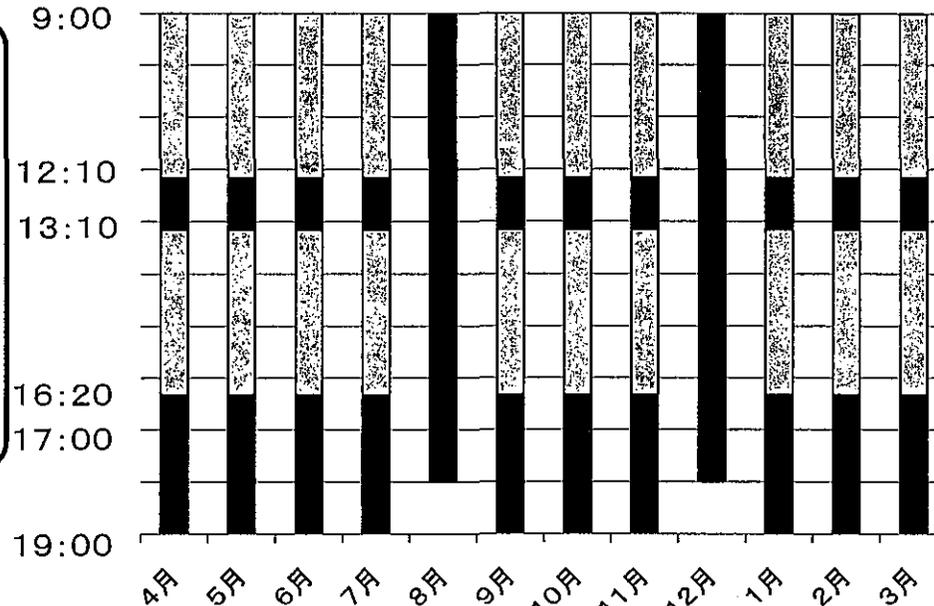
～介護福祉士の養成を目指すコースの場合～

地方公共団体

※緊急雇用創出事業を、介護施設に委託

介護施設：離職失業者等を有期雇用契約(1年契約を更新して実質2年)にて雇入れ  
 養成機関における講座受講とともに、施設における介護補助労働を業務指示  
 委託事業費：講座受講中を含め、雇入れ期間中の対象者の賃金  
 養成機関における受講料 等

○ 年間スケジュール(例)



○通常通学時：養成機関における日課終了後、要介護者への夕食・入浴の世話などの介護補助労働

○長期休暇時：一般職員と同様のシフトで勤務可能

介護福祉士養成機関

○雇用契約期間内に、給料を得ながら無料で、介護福祉士資格取得のための、通常の講座を受講する。

○2年間で1800時間の講義(学科、実技及び実習)を受講する。

- 養成機関における講義及び実習
- 昼休み
- ▨ 養成機関から施設への移動時間
- 介護施設における介護補助労働

※ なお、夏期・冬期等の長期休暇中は通常シフトで勤務可能

